

(3) 教育研究評議会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教育研究評議会は、国立大学法人法第21条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- iii) 基本規則（本法人の経営に関する部分を除く。）、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 教員人事に関する事項
- v) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- viii) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ix) その他本学の教育研究に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

教育研究評議会は、学長、学長が指名した理事（1人）、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長（1人）、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。教育研究評議会規則において、「監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事に出席を求めている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

教育研究評議会は、原則、第2水曜日に開催。平成30年度においては、15回（第226回～第240回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①平成30年度大学教員人事計画、②教員人事（教員の選考等）、③平成29事業年度の業務実績に関する評価、④平成31年度概算要求、⑤大学間連携協力協定等（信州大学、都留文科大学、長岡技術科学大学、新潟国際情報大学、長岡造形大学等）、⑥クロスアポイントメント制度に関する規程の制定等、⑦平成29年度における各教員の教育・研究活動及び社会貢献等に関する自己点検・評価、⑧平成30年度本学評価基準による自己点検・評価結果、⑨平成30年度本学専門職学位課程評価基準による自己点検・評価結果、⑩第3期中期計画の変更、⑪教育研究組織規則の改正、⑫大学に置かれる組織に関する規則の制定、⑬部局長等の選考、⑭平成31年度大学教員人事計画、⑮年俸制・任期制を活用した大学教員を採用するための基本方針の一部改正、⑯人事関係規則の一部改正、⑰平成31年度年度計画、⑱教育研究評議会及び教授会における定足数の取扱い、等であった。（各回議題は、第三章 資料編－1 管理運営－（4）教育研究評議会 議事要旨 参照）

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に平成31年度に向けた大学改革における教員人事計画や第3期中期計画の変更等について適宜報告・審議し、重点的な検討を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教育研究評議会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分な成果を上げている。特に、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で教育研究評議会を構成している。なお、監事及び学長特別補佐に毎回出席を求め、意見を聴取しているため、本学の運営に関し多様な意見が反映されている。